発議第11号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書を次のとおり提出しようとする。

平成27年9月25日提出

提出者 伊賀市議会議員

嶋岡 壯吉

赤堀 久実

上田 宗久

田山 宏弥

森岡 昭二

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが制度の趣旨です。

1985年以降、義務教育費国庫負担金の一般財源化がおしすすめられ、2006年からは、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源の中にくみこまれています。しかし、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率(措置率)が年々低下しています。2007年度における措置率の全国平均は65.3%(三重県49.0%、東京都164.8%、秋田県26.9%)となっており、地域間格差も広がっています。2014年度、三重県内小中学校においては総額で約7億円が教材費として措置されましたが、これは地方交付税上の予算措置額の58.5%にとどまっており(各市町調べ)、まだまだ低い状況です。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって 極めて重要なことであり、その時々の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教 育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月25日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛